



古都を守り、継承する ～古都保存法の概要～



古都保存法とは

(正式名称：古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法)

■ 古都保存法制定の背景

昭和30年代後半の日本は高度経済成長期にあり、全国的に宅地開発ブームでした。

開発の手は、京都や奈良、鎌倉においても、歴史的に重要な建造物や遺跡の周囲をとりまく樹林地等にまで迫り、市民や文化人等により古都保存の機運が高まってきました。

こうした状況の中、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(通称：古都保存法)が議員立法で制定されました。

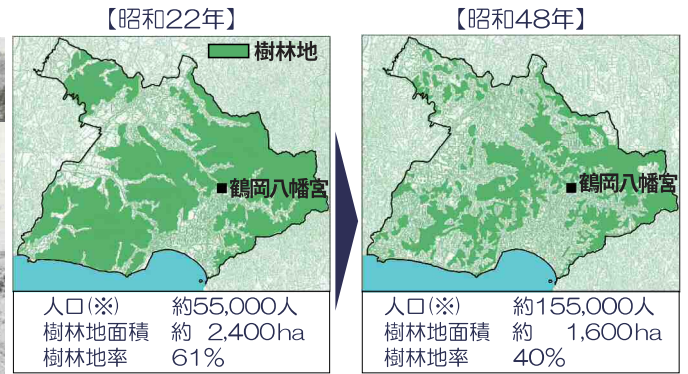
■ 「昭和の鎌倉攻め」と呼ばれた宅地開発

鎌倉の緑地は、宅地開発ブームにより大幅に減少しました。

当時、鎌倉に居を構えていた作家の大佛次郎氏は、鶴岡八幡宮の裏山にまで宅地開発が侵襲してきたことを「昭和の鎌倉攻め」と表現し批判しました。



大規模開発(宅地造成)の状況



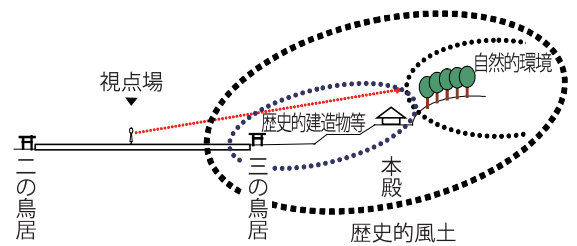
鎌倉市における樹林地の減少の状況

(※)人口…昭和22年：鎌倉・腰越地域の合計、昭和48年：鎌倉市全域

■ 古都保存法の目的

古都保存法は、古都における「歴史的風土」を保存することを目的としています。

歴史的風土とは、歴史的な建造物や遺跡と、それらを取りまく樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいいます。



歴史的風土の概念図

日本の古都10都市

古都保存法では、かつて政治や文化の中心地であった都市など、下記の指定基準を満たす都市を「古都」として、法律や政令により指定しています。

古都の指定基準(概要)

次の各号に掲げる要件にすべて該当する都市

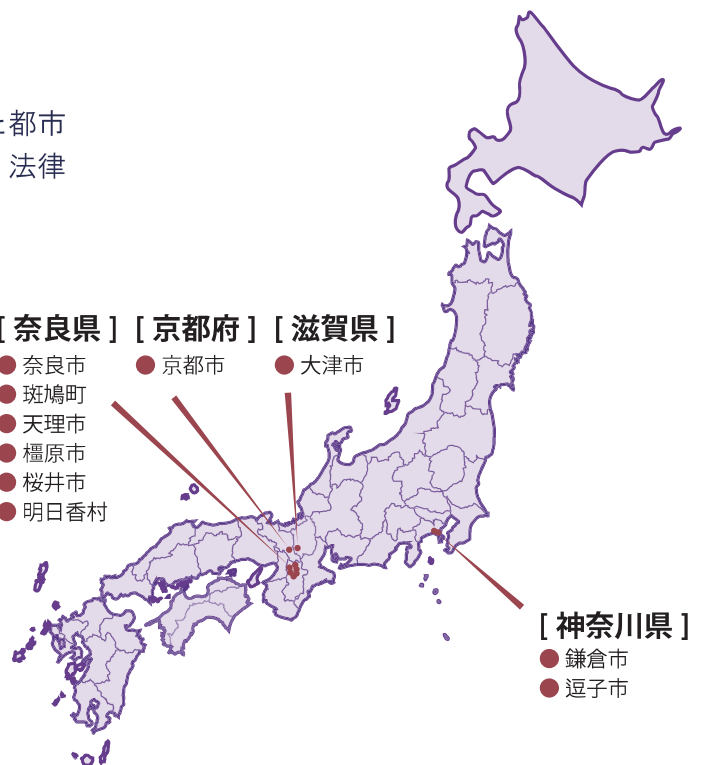
- (1)わが国往時の政治や文化の中心地であった都市
- (2)文化的資産が集積し、かつ、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、「歴史的風土」を形成している都市
- (3)市街化等が顕著で「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、対策を講ずる必要のある都市

(第2回歴史的風土審議会(S41.5.30)より)

※この他にもかつて都が置かれた都市はありますが、指定基準を満たさないことなどから、古都保存法に基づく古都指定都市は、10都市になっています

【奈良県】【京都府】【滋賀県】

- 奈良市
- 斑鳩町
- 天理市
- 橿原市
- 桜井市
- 明日香村
- 京都市
- 大津市

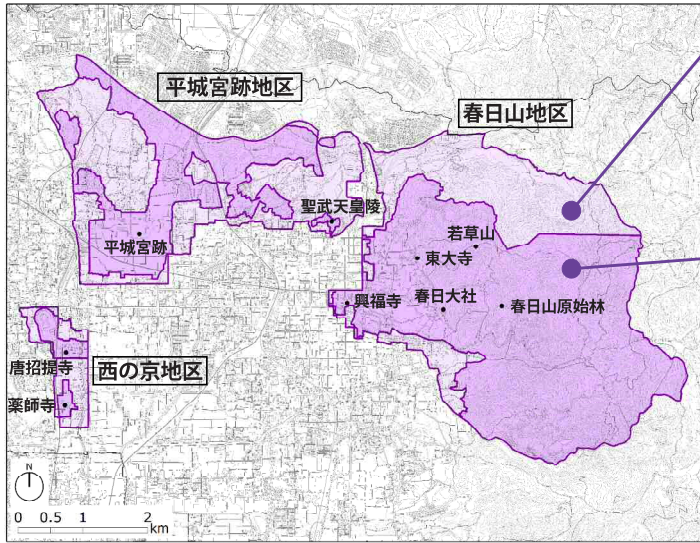


【神奈川県】

- 鎌倉市
- 逗子市

歴史的風土を守るための行為規制

古都の各都市では、以下の2つのエリアを設定し建築物の新築等の行為を規制することで、樹林地や農地などの自然的環境を開発から守っています。



歴史的風土保存区域と歴史的風土特別保存地区（奈良市）

歴史的風土保存区域

（歴史的風土を保存するために必要な土地の区域）

- ▶届出制により緩やかに規制されるエリア
- ・建築物や工作物の新築・増改築等を行う場合には届出が必要です

歴史的風土特別保存地区

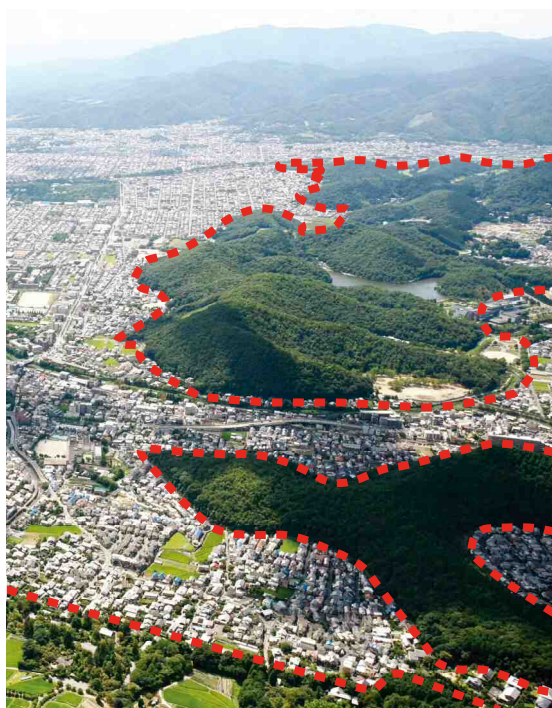
（歴史的風土保存区域のうち枢要な地域）

- ▶許可制により厳しく規制されるエリア
- ・建築物や工作物の新築・増改築等の行為は基本的に認められません
- ・厳しい規制を踏まえ、土地の買入れ制度等が導入されています

歴史的風土の保存の効果

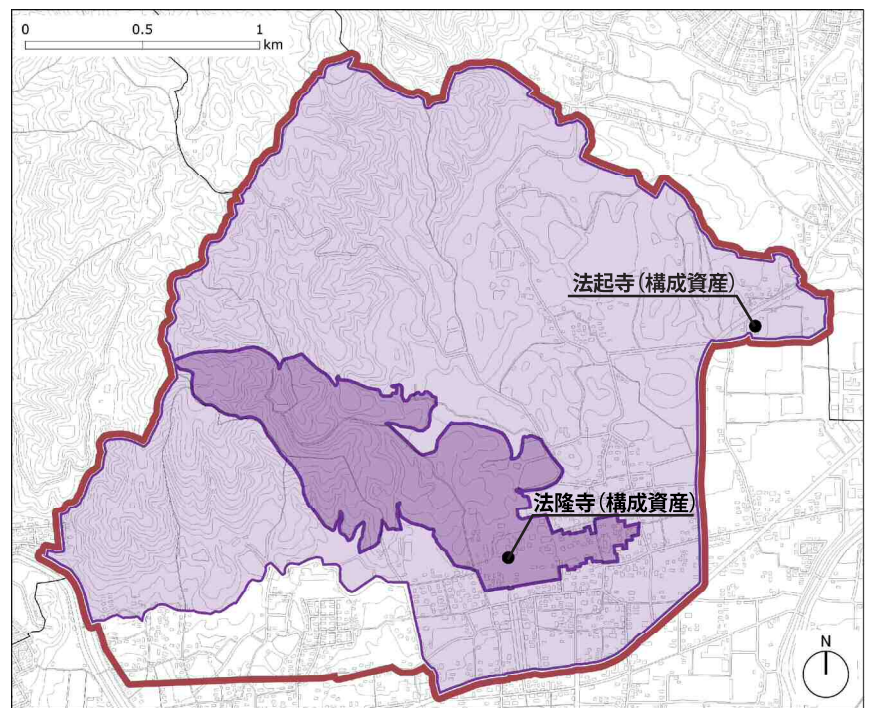
古都の各都市では、建築物の新築や宅地の造成といった行為の規制等により、自然的環境が面的に保存されています。

また、京都や奈良等における歴史的風土保存区域は、世界文化遺産の登録資産を保全する緩衝地帯（バッファゾーン）としても機能しており、古都保存法に基づく歴史的風土の保存は世界文化遺産登録にも大きな役割を果たしています。



歴史的風土保存区域

京都市における自然的環境の保存状況
（上賀茂・松ヶ崎周辺）



緩衝地帯 歴史的風土特別保存地区 歴史的風土保存区域

世界文化遺産「法隆寺地域の仏教建造物」
における緩衝地帯と歴史的風土保存区域等

古都の歴史的風土

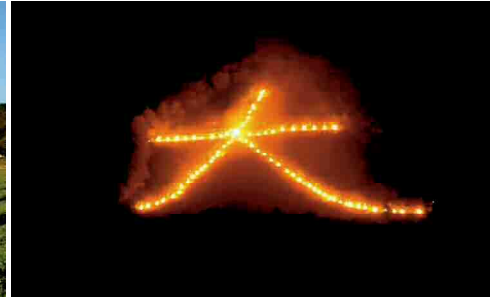
京都市 ～千有余年の間首都として繁栄した地～



794年に桓武天皇がこの地に遷都し、政治の中心になるとともに王朝文化の華が開きました。以降、千有余年の間首都として繁栄し、数多くの文化的資産を現代に伝えています。嵯峨野の美しい田園景観、京都の夏の風物詩である五山の送り火の舞台となる京都盆地の山々、世界文化遺産である多くの社寺周辺の自然的環境などは、今日まで大切に守られています。

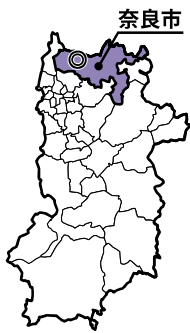


嵯峨野の田園風景
(嵯峨野歴史的風土特別保存地区)



大文字送り火
(大文字山歴史的風土特別保存地区)

奈良市 ～平城京を中心に国際交流により日本の文化を育んだ地～



710年に元明天皇がこの地に遷都し、都市として形態が整えられた後、東大寺や春日大社等の大社寺を中心に繁栄しました。大和盆地に点在する当時の社寺や史跡等が、周囲を取り囲む若草山などのなだらかな丘陵と一体となって良好な歴史的風土を現代に継承しています。

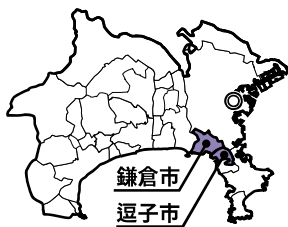


東大寺と若草山
(春日山歴史的風土特別保存地区)



薬師寺
(薬師寺歴史的風土特別保存地区)

鎌倉市, 逗子市 ～源頼朝により幕府が置かれ、武家政権が誕生した地～



12世紀末、源頼朝により幕府が置かれた鎌倉では、初めて武家政権の基盤が築かれました。鶴岡八幡宮を中心として、大仏や多くの社寺が建立され、周辺の自然景観とともに現代にも保存されています。また、山に囲まれた鎌倉への陸路の入口として開削された「名越切通」など、天然の要害といわれた鎌倉の特徴的な景観が残されています。

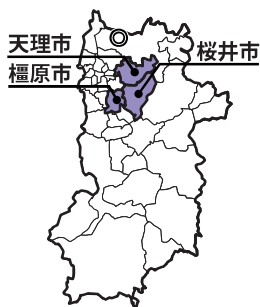


鶴岡八幡宮 (鎌倉市)
(建長寺・浄智寺・八幡宮歴史的風土特別保存地区)



名越切通 (逗子市)
(大町・材木座歴史的風土保存区域)

天理市, 橿原市, 桜井市 ~大和三山に見守られた古代の都~



この地域は、4世紀から5世紀頃の多くの宮跡が伝承され、7世紀には藤原京が築かれるなど、古代の政治や文化の中心地でした。日本最古の道といわれる「山の辺の道」は、その沿道の多くの古墳や社寺等とともに現代にも継承されています。

また、かつての藤原京の中央に位置する藤原宮跡は大和三山（畝傍山、耳成山、香具山）に見守られて、その姿を今に伝えています。



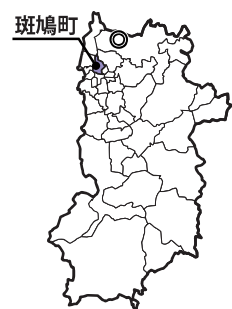
藤原宮跡と背面の畝傍山（橿原市）
（藤原宮跡歴史的風土特別保存地区）



山の辺の道（桜井市）
（石上三輪歴史的風土保存区域）

斑鳩町

~聖徳太子が宮を構え、政治を執り行った地~



6世紀から7世紀はじめ、斑鳩宮に居を構えた聖徳太子が数々の政治上の業績を残すとともに法隆寺を建立するなどして飛鳥時代の文化が栄えました。現代でも、法起寺や法輪寺など、聖徳太子にゆかりのある数多くの歴史上重要な文化的資産と、その背景となる矢田丘陵と一体となった素晴らしい風景が保存されています。

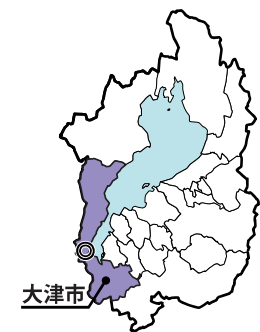


法隆寺
（法隆寺歴史的風土特別保存地区）



法起寺
（斑鳩歴史的風土保存区域）

大津市 ~近江大津宮が置かれた後、天台仏教の拠点として栄えた地~



667年に近江大津宮が置かれ、その後788年に最澄が延暦寺を開いた比叡山を中心に天台仏教の一大拠点が形成され、法然や親鸞など多くの仏教宗派の開祖を輩出しました。石山寺、三井寺など数多くの社寺や史跡と比叡山や琵琶湖の自然が一体となった景観が今に伝えられています。



比叡山延暦寺根本中堂
（延暦寺東塔・西塔歴史的風土特別保存地区）



琵琶湖と比叡山
（比叡山・坂本歴史的風土保存区域）

明日香村と明日香法 ～全村にわたる歴史的風土の保存の取組～



奈良県高市郡明日香村は、奈良盆地の南東部に位置し、奈良市から約25km、大阪から約40km圏内にある人口5,709人（H28.9.1現在）、面積約24km²の村です。

明日香村は、6世紀末から7世紀末にかけて、初めての女性天皇である推古天皇や聖徳太子などの活躍により、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治の中心地であるとともに、飛鳥文化が開花した時代の舞台となった地域です。

現代にも、明日香村の全域にわたって宮跡、寺跡、古墳等の遺跡、万葉集にうたわれた著名な地形・地物等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、これらが周囲の環境と一体をなして、他に類を見ない極めて貴重な歴史的風土を形成しています。

このようなことから、古代国家の形成過程を示すこれらの遺跡を保存するため、昭和55年に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（通称：明日香法）が制定されました。

明日香法では、村の全域を歴史的風土特別保存地区として、建築物の屋根を瓦とするといった行為規制などにより「歴史的風土の保存」を図るとともに、道路や河川等の「生活環境の整備」を行うことで、住民の生活との調和を図りながら歴史的風土を保存することとしています。



明日香村遠景（国営飛鳥歴史公園 祝戸地区から望む）



蘇我馬子の墓と伝えられる石舞台古墳



大化の改新の舞台となったとされる
伝飛鳥板蓋宮跡



美しい田園風景が残る稻渕の棚田

あすか あすか ■明日香と飛鳥

「明日香村」は、昭和31年に飛鳥村、高市村、阪合村の3村が合併して生まれた村名です。

アスカという言葉は古くから万葉集や古事記、日本書紀等において地名や川の名前として使われ、明日香、飛鳥、安宿、阿須賀、阿須可、安須可など様々な漢字が用いられています。

この中で、明日香と飛鳥は最も多く用いられ、明日香は万葉集において、飛鳥は古事記・日本書紀において用いられている場合が多いといわれています。

古都の歴史的風土を守り、後世に継承していくために

古都保存法が昭和41年に制定されて、平成28年に50年を迎えました。

近年、農林業の担い手の減少や土地の所有者の高齢化等により、開発から守られてきた土地においても荒れた林地や耕作放棄地がみられるようになっていきます。

一方で、歴史的風土を保存するために自治体を買入れた土地などをフィールドに、以下のように市民団体等との協働や、企業・大学等との連携による歴史的風土の保存活動が行われています。

市民団体等との協働

京都 地元自治会を対象にワークショップを開いて景観保全の方向性を話し合い、市民とともに植樹や草刈りなどを実践しています。

奈良 棚田オーナー制度による田園景観の保全や、多くの市民団体による森林や竹林、田畑の保存活動などが行われています。

鎌倉 日本初のナショナルトラスト団体といわれる（公財）鎌倉風致保存会は、一般のボランティアを募集しながら、緑地や史跡の保全、小中学生を対象にした啓発活動を行っています。

企業・大学等との連携

京都 外国人も多く訪れる観光地において、地元企業や大学生が竹林の整備などのボランティア活動を行っています。

奈良 近畿圏の企業や大学などのボランティアによる植樹や清掃活動が行われています。

鎌倉 首都圏の企業から、ボランティア活動へ社員の派遣や活動資金の支援などが行われています。



鎌倉風致保存会による啓発活動「草むしり競争」
(鎌倉市)



地元企業と大学生により整備された「竹林の小径」
(京都市)

国民参加による歴史的風土の保存を

古都保存制度や歴史的風土の保存の取組に興味のある方は、個人、団体、企業を問わず下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。

■古都保存制度全般について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 03-5253-8111 (代表)

■各都市における歴史的風土の保存の取組について

京都市 都市計画局 都市景観部 風致保全課 075-222-3475 (直通)

奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課 0742-27-8753 (直通)

神奈川県 環境農政局 緑政部 自然環境保全課 045-210-4310 (直通)

滋賀県 土木交通部 都市計画課 077-528-4184 (直通)

発行：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)

発行年月：平成28年12月

表紙写真 上段(左)：東大寺と若草山(奈良市) (右)：天龍寺と嵐山(京都市)
(奈良県景観資産より)
下段(左)：延暦寺にない堂(大津市) (右)：鶴岡八幡宮(鎌倉市)